

## システム利用規程の一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前
システム利用規程	システム利用規程
〔平成20年10月1日〕	〔平成20年10月1日〕
〔業務関連規程第1号〕	〔業務関連規程第1号〕
改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号	改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号
改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号	改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号
改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号	改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号
改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号	改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号
改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号	改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号
改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号	改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号
改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号	改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号
改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号	改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号
改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号	改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号
改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号	改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号
改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号	改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号
改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号	改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号
改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号	改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号
改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号	改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号
改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号	改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号
改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号	改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号
改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号	改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号
改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号	改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号
改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号	改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号
改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号	改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号
改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号	改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号
改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号	改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号
改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号	改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号
改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号	改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号
改正 平成29年3月31日業務関連規定第2号	改正 平成29年3月31日業務関連規定第2号
改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号	改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号
改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号	改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号
改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号	改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号
改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号	改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号
改正 平成30年9月12日業務関連規程第2号	改正 平成30年9月12日業務関連規程第2号
改正 平成30年11月21日業務関連規程第3号	改正 平成30年11月21日業務関連規程第3号
改正 平成30年12月11日業務関連規程第4号	改正 平成30年12月11日業務関連規程第4号
改正 平成31年3月5日業務関連規程第1号	改正 平成31年3月5日業務関連規程第1号
改正 平成31年3月13日業務関連規程第2号	改正 平成31年3月13日業務関連規程第2号

改正 令和元年9月10日業務関連規程第1号  
改正 令和2年1月20日業務関連規程第1号  
改正 令和2年3月24日業務関連規程第2号  
改正 令和2年6月16日業務関連規程第4号  
改正 令和2年6月29日業務関連規程第5号  
改正 令和2年9月16日業務関連規程第6号  
改正 令和2年11月30日業務関連規程第7号

省略

附 則（令和2年11月30日業務規程第7号）  
この規程は、令和2年12月1日から施行する。

第8条 （中略）

2 ヘルプデスク及び担当事務所等の運営時間は、次の各号に定めることとする。

(1) ヘルプデスク

終日

(2) 担当事務所等（カスタマーサポート部サポート課、東海事務所、関西事務所及び九州事務所）

08:30～17:00（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）

改正 令和元年9月10日業務関連規程第1号  
改正 令和2年1月20日業務関連規程第1号  
改正 令和2年3月24日業務関連規程第2号  
改正 令和2年6月16日業務関連規程第4号  
改正 令和2年6月29日業務関連規程第5号  
改正 令和2年9月16日業務関連規程第6号

省略

第8条 （中略）

2 ヘルプデスク及び担当事務所等の運営時間は、次の各号に定めることとする。

(1) ヘルプデスク

終日

(2) 担当事務所等（ソリューション事業推進部お客様サポート課、東海事務所、関西事務所及び九州事務所）

08:30～18:00（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）